様式第７号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　 様

御杖村長

特別療養費の支給に係る更新通知書

あなたには滞納している国民健康保険税を納付いただくよう再三督促しているところですが、いまだに滞納が続いているため、現在、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給しています。

このまま国民健康保険税を納付せず滞納が続く場合は、引き続き特別療養費を支給することになります。また、あなたが受けることができる保険給付が発生し、その支給を申請した場合であっても、国民健康保険法第６３条の２第１項又は第２項の規定に基づき、当該保険給付の全部又は一部の支払いを一時差止めることになります。

滞納している国民健康保険税を納付した等の場合には、特別療養費の支給の措置を解除します。また、都合により一度に納付することが困難な場合は、その相談等のため、下記の期日までに住民生活課国民健康保険係（０７４５－９５－２００１）窓口へお越しください。

記

　納付・相談期日　　　　　　　　年　　　月　　　日まで

＜注意事項等＞

１　次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

　　・滞納している国民健康保険税を納めたとき

　　・災害その他特別の事情が生じたとき

　　・国民健康保険法第５４条の３第１項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき

２　行政手続法の規定により弁明の機会を付与しますので、特別療養費の支給に係る更新につき弁明する場合は、上記期日までに弁明書を提出してください。

３　この通知書の到着前に納付済み又は相談済みの場合は、行き違いですのでご容赦ください。

４　不明な点は、住民生活課国民健康保険係（０７４５－９５－２００１）へお問い合わせください。